

落札者決定基準及び徴収書類等

豊中市上下水道局廃清掃業務の委託契約に係る  
総合評価一般競争入札(簡易型)

令和4年10月3日

豊中市上下水道局



評価項目				評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	分類	2 業務体制評価	細分類	(1) 研修体制			
評価点	総点	110	個別点	30			
項目	①研修制度等の設置						
評価内 容	①過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ②契約期間中の適正な履行を行ったための研修内容を評価する。						
提出書類	①研修実施報告書（様式1） ②研修実施計画書（様式2-1）						
加点方法	①過去1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した研修）の研修実施報告書（様式1）に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。<20点> ②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書（様式2-1）に基づき総合的に評価する。<10点>						
評価時 確認方法	①②共通→企業独自の研修、派遣研修（認定機関への研修派遣）の別は問わない。 ②→当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、研修実施に付いては、履行期間の初日から1年以内に終了する研修を対象とする。 ※清掃、管理者向上、個人情報保護、その他研修（人権・安全管理・環境衛生等）に関する研修を評価する。						
履行方法担保	②研修実施計画書に規定されたものと見做す。						
契約期間方法中	②研修実施後は研修実施報告書（様式1を複写して使用）により報告を求め、受講修了証及びレジュメ等により確認を行う。 ※②の研修実施報告書（様式2-1）に基づいて、研修実施計画書（様式1を複写して使用）を別用紙にして提出してください。						
注 意 事 項	①②共通 ・研修内容等の確認が行えないもの、あるいは不明瞭な内容（明らかに実現性がない内容）のものは評価をしない。 ・企業独自の研修、認定機関への研修派遣は問わない。 ② ・人権研修には平成28年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理解に関する研修も含まれる。						
そ の 他	配布資料等 ・①研修実施報告書（様式1） ・②研修実施計画書（様式2-1）						
①研修実施報告書（様式1）及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 →受講修了証（修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可）及び研修レジュメ（市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみを提出）等を別途添付してください。（添付がない場合は評価の対象としません） ②研修実施計画書（様式2-1）により確認を行う。 →予定している研修レジュメ等を添付してください。							

評価項目					
評価項目	分類	細分類	個別点	(2) 業務実績	
評価内 容	項目 ①過去における業務実績				
評価内 容	詳細 ①過去3年間の建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。				
提出書類	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）				
評価方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	履行方法担保	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
確認方法中	①過去3年間の建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。	契約期間	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
対象となる契約		対象となる契約	・過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）履行が完了している建物清掃業務を含む業務委託契約を評価対象とする。 ・契約期間が1年以上あり、その履行が完了していること。 但し、契約期間が1年以上2年未満のものを含む）の場合は、 その内、1年以上履行が完了していること。 ・実績の対象となる契約は、官公庁または民間の発注を問わない。		
注	①の「ア、金額実績」及び「イ、件数」 ①同一の施設で分割発注し、それぞれ別途に契約している場合は、各々1件の契約とする。	対象期間	①の「ア、金額実績」 ・対象期間内における履行期間の月数B（1ヶ月未満は切捨て）を36か月（3年間）で除した比率を求める。契約金額A(年額)にこの比率を乗じて求められた値を金額実績Cとする。 $C = A \times (B \div 36 \text{か月})$		
事項	①過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）に履行が完了した建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する <上限10点>	実績			
評価時確認方法	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書（様式2-2）により確認を行う。	資料布等	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）		
その他					

評価項目					
評価内容	評価項目	評価点	分類	業務体制評価	細分類
評価項目	①適正な履行を確保するための業務体制	110	総点	個別点	(3) 履行体制
評価内容	①当該施設の仕様に基づく清掃業務及びに係る業務実施計画表を作成し、それらの業務実施計画を実施するための業務体制(配置予定業務責任者等の資格・経験及び業務従事者の配置計画)の内容を評価する。 ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の整備状況を評価する。	30	細	評価点	(3) 履行体制
提出書類	①-1 「業務実施体制図」(任意様式) ①-2 「業務実施計画表」(任意様式) ①-3 「配置予定業務責任者等の資格・経験」(任意様式) ①-4 「業務従事者配置計画書」(任意様式) ② 「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ③ 「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容<5点>		細	評価点	(3) 履行体制
加点方法	①本業務の業務実施体制(「配置予定業務責任者等の資格・経験」及び「業務従事者配置計画書」)の内容 ①-3 配置予定業務責任者等の資格・経験の内容を評価する。<15点> ①-4 業務従事者配置計画書の内容を評価する。<10点> ② 「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容<5点>		細	評価点	(3) 履行体制
評価時確認方法	①各業務ごとの仕様及び業務実施計画表に基づき、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」により確認を行う。 ・業務実施計画表の作成にあたっては、「業務実施計画表の作成例」(参考様式2)を参考に、各企業ごとに作成(A4版)すること。 ②苦情処理要領(マニュアル等)及び所定様式(要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等)の添付により確認を行う。		細	評価点	(3) 履行体制
事項	① 「業務実施体制図」(任意様式) ② 「業務実施計画表」(任意様式) ③ 「配置予定業務責任者等の資格・経験」(任意様式) ④ 「業務従事者配置計画書」(任意様式) ⑤ 「業務実施体制図」参考様式1 ⑥ 「業務実施計画表」参考様式2 ⑦ 「業務従事者配置計画書」参考様式3 ※事任支援者の場合は、その旨を役職名欄に記入すること。	評価点	細	評価点	(3) 履行体制
その他	・当該業務を契約する場合には、「配置予定業務責任者等の資格・経験(様式3)」で届出した者を事任で配置しなければならない。ただし、その者が退職、病気等、止むを得ない理由により、あらかじめ上下水道局の承諾を得た場合には、変更することが出来る。この場合においては、変更しようとする業務責任者等は、当初に配置予定者として届出した者と同様以上の資格・経験を有していると、上下水道局が認めた場合に限る。		細	評価点	(3) 履行体制

評価項目詳細シート					
評価項目	分類	業務体制評価	細分類	(3) 履行体制	
				評価点	総点
評価項目	②既雇用者に対する継続雇用促進			10	
内 容	①既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となつた新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。				
提出書類	①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)				
加点方法	①既雇用者に対する継続雇用促進の意思を評価する。<10点> ・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。 ・既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)、により確認(必要に応じ市ヒアリング結果も含め)を行う。				
評価時確認方法					
そ の 他					

履行担保方法	提案のもつた内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行なうとともに、市の関係部局によりヒアリングを行う。
契約確認期間方法中	提案のあつた内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うと共に、市の関係部局によりヒアリングを行う。
注 意	※ 評価の対象者に対する、業者間の雇用引継ぎについて ・今回の総合評価入札において、既雇用者については、可能な限り雇用継続に努める こと。 ・必要に応じ市関係部局によるヒアリングを行うことがあります。
事 項	配付資料等

評価項目		評価項目詳細			
評価項目	分類点	細点	業務体制評価	細分類 個別点	(4)品質保証への取組 30

評価内容	評価項目	細分類	①自主検査体制規定の整備状況を評価する。
			②当該業務における自主検査計画書を評価する。
提出書類	評価項目	①自主検査体制規定等(任意様式)	注
		②当該業務における自主検査計画書(任意様式)	①自主検査体制に関する規定の提出があつた場合においても、不明瞭な内容(明らかに実行性がないもの)のものは評価をしない。 ②自主検査計画書の提出があつた場合においても、確認が行えない内容(当該業務に関連のない自主検査計画)のもの、あるいは不明瞭な内容(明らかに実行性がないもの)のものは評価をしない。

- ①自主検査体制規定の有無及び内容<15点>  
 ②本業務における自主検査計画書の有無及び内容<15点>

評価方法	履行方法担保	①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。 ②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。
評価期間	契約期間中	所定の時期に自主検査報告書を書面で求める。また、必要の都度、自主提案のあった自主検査体制が機能改善指示及び改進結果について書面で報告を求める。また、企画提案のあった自主検査体制が機能改善しているかを確認する。
評価事項	配布資料等	注 意 事項 ①自主検査体制に関する規定の提出があつた場合においても、不明瞭な内容(明らかに実行性がないもの)のものは評価をしない。 ②自主検査計画書の提出があつた場合においても、確認が行えない内容(当該業務に関連のない自主検査計画)のもの、あるいは不明瞭な内容(明らかに実行性がないもの)のものは評価をしない。
評価時確認方法	その他	①自主検査体制に関する規定により確認を行う。 ②当該業務における自主検査計画書により確認を行う。

## 評価項目 評価項目 評価項目 評価項目 評価項目

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
評価点	総点	90	個別点	28

①障害者に対する就労支援事業への取組み

②職場体験実習等への受入、指定施設等への業務発注など、障害者の就労支援の取組みにかかる企画内容に応じて評価する。

提出書類	①障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式5）
	①相対評価＜10点＞ →職場体験実習等に参加する障害者予定数1人に対して2点で評価 ②相対評価＜7点＞ →就労支援の取組み内容（職場体験実習）の具体性及び実現性に応じて評価する。 ③相対評価＜7点＞ →就労支援の取組みの対象を提示し、考え方、事業の内容等を記載する。 ④絶対評価＜4点＞ →就労支援事業の実施体制（社内体制、外部機関との連携等）について記載する。 ⑤指定施設等への発注予定金額に応じて評価

※指定施設とは  
 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体（大阪府内の団体に限る）  
 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第5条第12項に規定する障害者支援施設（施設認可所施設を除く）、同条第26項に規定する地域活動支援センター又は同条第11項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する事業に限る）を行う施設  
 14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る）を行った事務  
 ・大阪府から企業等と障害者の施設等の受発注における委託を受けた法人及び  
 び、参加意思表明公算を経て知的障害者等の就労支援事業に開拓する委託を受けた法人及  
 法人（一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構、大阪知的障害者雇用促進物販売業協同組合）

発注予定金額	配点
1円 以上	50万円 未満 1点
50万円 以上	100万円 未満 2点
100万円 以上	200万円 未満 3点
200万円 以上	4点

①障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式5）  
 配付資料等

評価時 確認方法	・障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式5）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 （以下、落札者についてのみ確認） ・障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式：任意）により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、上下水道局が指定した日までに、障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式：任意）の提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。	そ
-------------	---	---

評価項目	履行担保方法	・障害者に対する就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6ヶ月以内に市担当課及び支援機関等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を遠やかに届け出なければならない。
評価内容	契約期間方法	・本業務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、上下水道局から予定どおり提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。

注意事項	・就労支援の取組みへの参加予定者は障害者等とする。
注意事項	※当該項目に関する豊中市の就労支援事業相談窓口 1. 福祉部障害者福祉課 豊中市中核地区3丁目1番1号 電話 06-6858-2266 ②. 市民協働部くらし支援課 地域就労支援センター・豊中（くらしかん内） 豊中市北桜塚2丁目2番1号 電話 06-6858-6861 3. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミニティ緑地1階 電話 06-4866-7100

## 評価項目 評価項目 詳細項目 詳細項目

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
評価項目	総点	90	個別点	30
評価内容	②就労困難者の新規雇用	①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式7-1)		
提出書類		②就労支援機関等との協議報告書(様式7-1)		

①新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) <30点>  
 →雇用予定者は、1週あたりの労働時間が3.0時間以上(常用雇用)で1名  
 (1週あたり3.0時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。  
 →1週あたりの労働時間が2.0時間未満の雇用予定者については、換算の対象としない  
 が、1週あたりの労働時間が2.0時間以上3.0時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を3.0時間に換算(換算の結果、3.0時間未満の端数時間は切り捨てる)して人數を算出する。  
 →「1名で5点とする。」  
 を計算する。また、毎時間労働者については、雇用予定者1名につき5点  
 の労働時間数を3.0時間に換算(換算の結果、3.0時間未満の端数時間は切り捨てる)して4点を加算する。】  
 →右の注意事項を参照。

\*本項目での加点対象となる就労困難者は、右記のその他に記載している豊中市内の就労支援事業相談窓口をはじめとする就労支援機関に就労支援の支援登録(登録、相談)を受けている人が対象となります。このため、就労支援(登録、相談)を受けている人が対象となります。出来ない場合は加点対象となります。  
 \*当該入札参加業者が、本業務における他の項目で加点対象となつた新規雇用予定者と雇用予定者との重複評価は行わない。また、当該入札参加業者が他の業務で加点対象となつた新規雇用予定者との重複評価は行わない。  
 \*本項目で加点対象となつた新規雇用予定者については、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額の特例申請は行わないこと。

評価方法	・就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)により確認(必要に応じ市ヒヤリング結果を含め)を行う。 (以下、落札候補者についてのみ確認) ・就労困難者の新規雇用(トライアル雇用を含む)及び配置は、就労困難者新規雇用予定者名簿(様式6-2)により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、上下水道局が指定した日までに、就労困難者新規雇用予定者名簿(様式6-2)及び労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し等の提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。
------	---

評価項目	履方法担保	・就労困難者の新規雇用で提案受けた雇用予定者数等の内容は、履行開始日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該業務において、評価時に就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)で提案した場合に、その都度、速やかに届け出なければならぬ。この場合には必要の都度、ヒアリングを行う。この場合には届け出なければならない。
評価項目	契約認定期間中	・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合は、上下水道局から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書き面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行なうことがある。
注意事項		<p>・豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者数については、1名で10点(5点に、豊中市民点5点を加算する。)として換算する。          ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の①就労困難者新規雇用予定者数報告書の記載例(様式6-1)」を参照して下さい。</p> <p>・本項目でいう就労困難者は、「資料3の様式6-1の記入上の注意の④の「からv」のいづれかに該当する人で、下記のその他に記載している「豊中市内の就労支援事業相談窓口」のいずれかに支援(登録、相談)を受けている人。</p> <p>・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。</p> <p>※本項目でいう常用雇用労働者は、常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されると見込まれる労働者をいう。</p> <p>・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年内に貴社に雇用されていた者を除く。</p> <p>・就労困難者の定義は、①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)の記入上の注意を参照して下さい。</p>
その他	配付資料等	<p>①就職困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)</p> <p>・就職困難者新規雇用予定者名簿(様式6-2)</p> <p>②就労支援機関等との協議報告書(様式7-1)</p> <p>・労働条件通知書 *厚生労働省ダウソロードコーナーを参照  <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/shougaishi.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/shougaishi.html</a></p> <p>3.(福) 豊中市母子寡婦福祉会  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyufukin/shougaishi.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyufukin/shougaishi.html</a></p>

## 評価項目 評価項目 評価項目 評価項目

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
評価点	総点	90	個別点	12
評価項目	③就労困難者の就労支援事業の取組み			

以下の就労困難者について、対象者別に提案内容を項目ごとに記述する。  
(上限12点)

## 配点

中高年者	2
ひとり親家庭の親	1
難病患者、がん患者	1
若年者	1
外国人	1
LGBT(性的少數者)	1
刑余者	1
その他に配慮が必要な就労困難者	1

## 以下の項目への登録の有無

協力雇用主会への登録	2
認定就労訓練施設への登録	2
ユースエール認定	2

## 加点方法

評価項目	③就労困難者の就労支援事業の取組み	履行方法 支援機関等と協議し体制を整備することで、仕様書に規定されたものと見做す。
評価項目	就労困難者就業支援企画書(様式7-2) 就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)	・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)により報告を求め確認を行います。 ・就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)は、契約履行期間初日から1年以内に報告して下さい。
注意事項	以下の就労困難者について、対象者別に提案内容を項目ごとに記述する。 (上限12点)	・下記「その他」の就労支援事業相談窓口以外で相談をされた場合でも、提案までには下記 ・支援機関に相談を行った具体的な内容の記述が必要です。 ・就労困難者の支援については、求職者、就労者の個人情報保護に十分に努め、就労に不必要的情報の収集は行わないでください。 ・必要に応じ、市の関係部局によるヒヤリングを行うことがあります。 ★支援体制については、就労困難者が安全に継続して就業できる支援計画であるかを重点的に評価するのでご留意ください。
評価時確認方法	評価時確認方法	※当該項目に関する豊中市内の就労支援事業相談窓口 1.市民協働部くらし支機能 地域就労支援センター・豊中(くらしかん内) 豊中市北桜塚2丁目2番1号 電話 06-6858-6861 2.豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番1号 ローズコミュニティ緑地1階 電話 06-4866-7100 3.(福)豊中市母子寡婦福祉会 豊中市中桜塚2丁目29番31号 電話 06-6852-5160

評価項目					
評価点	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮	ト
	総点	90	個別点	20	
評価内容	項目	(4)障害者の雇用率			
		<p>①常用雇用労働者数が、43.5人以上の事業者 障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)にて、「令和元年から令和3年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。</p> <p>②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業者 障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)にて「令和元年から令和3年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ※雇用率が2.15%の場合は、評価は2点とする。2.15%未満の場合は0点とする。</p>			
提出書類		<p>①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所) ②障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)(令和元年から令和3年の3か年分) 下記の※の注意事項を参照のこと</p>			
		<p>①②障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが令和3年障害者雇用状況集計結果(厚生労働省調査)における実雇用率2.15%以上(小数点2位未満四捨五入)を配点対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。&lt;20点&gt; ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合は、該年の障害者雇用率は0%とみなす。 ※平均雇用率が2.15%以上2.15%未満の場合は、評価は2点とする。2.15%未満の場合は0点とする。 ※法定雇用率2.30%の場合は評価は10点とする。 ※2.30%以上は0.5%増加ごとに1点加算し、7.30%以上は20点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となつていていることから、雇用者数は加点対象としない。</p>			
加点方法		障害者雇用率	配点	障害者雇用率	配点
	2.15%未満	2.30%未満	0点	4.80%以上	5.30%未満
	2.15%以上	2.30%未満	2点	5.30%以上	5.80%未満
	2.30%以上	法定雇用率未満	10点	5.80%以上	6.30%未満
	2.80%以上	2.80%未満	10点	6.30%以上	6.80%未満
	3.30%以上	3.30%未満	11点	6.80%以上	7.30%未満
	3.80%以上	3.80%未満	12点	7.30%以上	19点
	4.30%以上	4.30%未満	13点		20点
	4.80%以上	4.80%未満	14点		
評価時確認方法		<p>①障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)、(令和元年から令和3年までの各6月1日現在のもの)により確認。 ②障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)(令和元年から令和3年までの各6月1日現在のもの)により確認。</p>			

履行法担保方	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
契約期間方法中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要
	<p>①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年九月三十日労働省令第三十八号)第8条で規定する「障害者雇用状況報告書(令和元年から令和3年までの各6月1日現在のもの、所管する公共職業安定所の受付印があるものに限る)」の写しを提出すること。</p> <p>②障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)</p> <p>③障害者雇用率制度について(事業主の方へ)を参照 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoushiyou/shisaku/jigyounushi/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoushiyou/shisaku/jigyounushi/index.html</a></p> <p>配付資料等</p> <p>・障害者雇用率制度について(事業主の方へ) 厚生労働省障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社などについて(事業主の方へ)を参照 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoushiyou/shisaku/jigyounushi/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoushiyou/shisaku/jigyounushi/index.html</a></p> <p>その他</p> <p>・常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの度から1年を超えて雇用される労働者をいう。</p> <p>・常用雇用労働者数とは、障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定による障害者雇用状況報告書)に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)第4条の規定による障害者雇用状況報告書をいう。以下同じ。)のB雇用の状況⑧法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者の数。</p>

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2)男女共同参画への配慮
評価点	総点	30	個別点	15
評価内容	項目 ①女性の活躍推進への取組み	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	契約期間 方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要

評価項目	目次	詳細	細則	シート
評価点	30	個別点	(2)男女共同参画への配慮	
評価内容	①女性の活躍推進への取組み	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	契約期間 方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要
評価書類	①男女共同参画への配慮 ①-1 厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で受付印が押してあるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し			
注意事項				
加点方法	下記の取組みを行つていれば加点する<5点> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定（えるほし認定）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。		配布資料等 ・男女共同参画への配慮（様式8） ・厚生労働省ホームページ 女性活躍推進法律特集ページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000091025.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000091025.html</a>	その他
評価時確認方法	提出された書面または写しで確認する。			

評価項目				評価項目詳細シート			
評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮	評価時の確認のため、特に担保は不要	履行担保方法	評価時の確認のため、特に確認は不要
評価内容	項目	②仕事と子育ての両立への取組み					
徴収書類	詳細	次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。					
加点方法		①男女共同参画への配慮 ①-1厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で、受付印が押してあるものの写し は基準適合一般事業主認定通知書の写し					
評価時確認方法		提出された書面または写しで確認する。					その他
注							
事項	配布資料等	男女共同参画への配慮(様式8) ・厚生労働省ホームページ 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html</a>					

評価項目		分類	類	3 公共性評価	細分類	(3) 環境への配慮	
評価点	点	総点	10	個別点	5		
評価内 容	項目	①省エネルギー化への取組み					
詳 細	評価項目	①入札参加者の省エネルギー化を評価する。 1.電気、都市ガス等のエネルギー使用量を原油使用量に換算した原油換算量で評価。 2.再生可能エネルギー導入の推進					
提出書類	評価項目	①-1: エネルギー使用調査票（様式9） （揮発油（ガソリンは、自動車以外に限る。）、灯油、電気、都市ガスの使用量および延床面積を記入したもの） ・前年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の年間使用用量の合計 ・本社及び全ての支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度内 の使用量を集計して下さい。（電気・ガスです） ・毎月の検針票にて示される使用量（場合によってはエネルギー供給事業者の 毎月ナントと申します）にて算出する場合は、ナント。車両部に係る全てのエネルギー 使用量（テナンントがエネルギー管理権限を有する設備、オーナーがエネルギー 管理権限を有する空調・照明等）を報告してください。 ・また、燃料の揮発油（ガソリン）は、自動車以外に限ります。	①-1: 様式9の記載内容の事実が確認できる資料 ・延床面積が確認できる資料 ・エネルギー供給業者（関西電力、大阪ガス等）発行の毎月の検針票等、エネル ギー使用量が確認できる資料	①-2: 電力事業者との契約書写し、ZEBの認証を証明するものの写し、自家発電機器の設置を証明 するもの、企業グループの電力需要のスケーム図	①-1: 下記の加点方法により加点する。 ・原単位（1m <sup>3</sup> あたりの原油換算量）が低い入札参加者を評価 <加点方法> 加点元標点（2点）×（（入札参加者の提出最小原単位）/（入札参加 者の提出原単位）） 加点：小数点第1位を四捨五入する。 入札参加者の提出最小原単位：小数点第5位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位：小数点第5位を四捨五入する。	①-2: 下記の取組みを行つてれば加点する。 ・[ZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented] のいずれかの認定を受けている建築物を自社で所有 している： 1点 ・再生可能エネルギー比率の高い電力事業者との契約： 1点 ・自家発電システム（太陽光発電、ガス発電（燃料電池システム）、風力発電装置のいずれか）の設置： 1 点 ・企業グループ間での電力調達： 1点	①-1: 延床面積が確認できる資料を行う。 ・エネルギー供給業者（関西電力、大阪ガス等）発行の検針票等に示される使用 量で確認を行う。 ①-2: 上記の提出書類をもとに確認。 ・ZEBの認証及び自家発電システム等については、入札参加者名義のものか確認する。
評価時 間	評価方 法						

履行担保方法	・評価時ののみの確認のため、特に担保は不要		
契約期間方法中	・評価時ののみの確認のため、特に確認は不要		
注		※左記の「提出書類」に規定された資料が適正に提出された事業者を対象に相対評価を行う。	
意		配付資料等	・①エネルギー使用調査票(様式9)
項			

評価項目 詳細項目 詳細シート					
評価項目	評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(3) 環境への配慮
	評価点	総点	10	個別点	5
評価内容	(評価項目) <p>②事業者の環境配慮にかかる率先行動の取組み</p> <p>(評価項目)           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達</li> <li>2. 事業者内部の環境配慮にかかる取組みの実施(分別の徹底、プラスチックごみの削減、プラスチック代替素材・バイオマス素材の活用など)</li> <li>3. 次世代自動車(燃料電池電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・低燃費かつ低排出ガス認定自動車)の導入</li> </ul> </p>				
	提出書類	②-1: 社内指針や通達文書など写し ②-2: 社内指針や通達文書、社内報(取組みを周知・啓発しているもの)など写し ②-3: 車両購入契約書、車両リース契約書、車検証の写し、  下記の取組みを行っていれば加点する。<5点> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内指針や通達文書、社内報等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。&lt;2点&gt;</li> <li>・次世代自動車の導入台数が1台または2台 &lt;1点&gt;</li> <li>・次世代自動車の導入台数が3台または4台 &lt;2点&gt;</li> <li>・次世代自動車の導入台数が5台以上 &lt;3点&gt;</li> </ul>			
加点方法					
評価時確認方法	上記の提出書類をもとに確認。				
履行担保方法	・評価時ののみの確認のため、特に担保は不要				
契約期間方法	・評価時ののみの確認のため、特に確認は不要				
注意事項	※左記の「提出書類」に規定された資料が適正に提出された事業者を対象に相対評価を行う。				
配付等資料					
その他					

評価項目					
評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(4) 災害時の業務体制	
評価点	総点	10	個別点	10	
評価内 容	①災害時における業務の執行体制			履行担保方法	・評価時の確認のため、特に担保は不要
徴収書類	①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等 ニユアル策定状況やその内容を評価する。 ①-2 社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。			契約確認期間方法中	・評価時の確認のため、特に確認は不要
加点方法	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書（様式110） ①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式111）			注 意 事 項	配布資料等 ・①-1災害時等の業務執行体制提携書（様式100） ・①-2防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式111）
評価時確認方法	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制の整備状況、災害時における事業継続計画（B C P）等緊急時の対応マニュアルの策定状況やその内容を評価する。<5点> ①-2 事業者として、災害時に社会的責任を果たせるよう準備をしているか、また、その内容を評価する。<5点>			そ の 他	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員、資機材の確保等、その有効性・実現性を確認するとともに根拠資料の提出を求める。また、必要に応じて市の方アリングを行う。 ①-1 報告書の内容に基づき、社屋・営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資など、防災・減災に取り組んでいる内容を確認する。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。

評価項目			
評価	項目	詳細	シート

評価項目	分類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
評価	評価点	総点	個別点	-20
内 容				①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無 又は入札参加停止を受けたことがある場合に、減点評価する。

徴収書類	①入札参加停止措置等状況調査書(様式1-2) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる書類)	対象期間: 公告日から過去3年以内(令和元年10月4日から令和4年10月3日まで) 対象となる。※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0% ※参加停止等の期間が6カ月末満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%
減点方法	評価時確認方法	提出された書面などで確認する。

評価項目	分類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価	履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
評価	評価点	総点	個別点	-20	契約期間方法中	評価時のみの確認のため、特に確認は不要。
内 容	項目	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無 又は入札参加停止を受けたことがある場合に、減点評価する。	注 意	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。	事 項	配 布 資 料 等
徴 収 書 類	評価時確認方法	その他				

評価項目			
評価項目	分類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類
評価項目	総点	一	個別点
内 容	②契約解除の有無	-25	

評価項目	分類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
内 容	②契約解除の有無	-25		
徴収書類	①入札参加停止措置等状況調書(様式12) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる書類) ③契約解除通知書の写し			

減点方法	対象期間：公告日から過去3年以内（令和元年10月4日から令和4年10月3日まで） 対象となる処分：本市から契約解除を受けたことがある。（25点減点） ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行要約において契約解除を受けたことがある場合…配点×100%			・①入札参加停止措置等状況調書(様式12)
評価時確認方法				・提出された書面などで確認する。
その他				

評価項目	履行担保方法	評価時ののみの確認のため、特に担保は不要。
内 容	契約期間方法中	評価時ののみの確認のため、特に確認は不要。
注意事項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。	
その他		

評価項目			
評価項目	分類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類
評価点	総点	一	個別点
		-	-5

評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目

評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目